

XII [その他]

1 火薬類の譲受及び消費等

令和4年4月1日現在

根拠法令	火薬類取締法(第17条、第25条、第27条等)	担当課 担当係	消防救急課 保安係 0742-27-5422
制度の概要	火薬類を購入、使用等する場合は知事の許可を受けなければならぬ。		
対象地域	県内全域		
目的	火薬類の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。		
規制内容	<p>火薬類の購入等の許可 火薬類を購入(以下、「譲受」という。)したり、使用(以下、「消費」という。)するときは知事の許可が必要 また、譲受した火薬類に残量が生じて、譲渡したり廃棄したりする場合も知事の許可が必要</p>		
許可等の基準	火薬類の譲受、消費、譲渡及び廃棄に係る基準は経済産業省令に規定されている。		
手続のフロー図	<p>火薬類取締法の規定による火薬類の譲受等の許可申請</p> <pre> graph TD A[火薬類譲受・消費申請] --> B[火薬類消費意見書交付申請] A --> C[火薬類消費計画書] B --> D[意見書交付] C -- 添付 --> D D --> E[火薬類譲受・消費許可] E --> F[火薬類消費(使用)] E --> G[技術基準の維持 ・保安教育の実施 ・取扱保安責任者の選任] F --> G F --> H[火薬類に残量が生じたとき] H --> I[火薬類譲渡・廃棄申請] I --> J[火薬類譲渡・廃棄許可] J --> K[火薬類譲渡・廃棄] J -- 注: 貯蔵をする場合は火薬庫の設置許可が必要(11条) ・運搬をする場合は公安委員会への届出が必要(19条) --> K </pre>		